

社労連第227号
令和2年4月28日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会
会 長 大 野 実
(公 印 省 略)

社会保険労務士の報酬基準の明示等について

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は連合会の事業運営に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、今般、厚生労働省労働基準局監督課長から、別添のとおり社会保険労務士の報酬基準の明示等に関する要請がございました。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、企業においては臨時休業や雇用調整など事業の継続に向けた対応を余儀なくされる中、連合会、都道府県会による無料相談窓口を設置しての相談対応、政府の緊急対応に関する情報提供等とともに、都道府県会の会員の皆様には、雇用調整助成金をはじめとする各種助成金に関する事業主からの相談対応、申請支援を積極的に行っているところでございます。

こうした中で、今般の要請においては、大多数の会員の皆様が、適切な業務対応によりその専門性を発揮されている一方で、ごく一部の会員が、事務を依頼しようとする事業主に対し、あらかじめ、報酬額の算定の方法等を示さないことにより、トラブルを生じさせているとして、連合会及び都道府県会において、トラブルが生じないよう取り組み、解消されるべきことを求められております。

つきましては、連合会といたしましては、かかるトラブルによって社労士全体に対する社会的評価が損なわれることのないよう、その防止に向けた下記の取り組みを推進してまいりたいと存じますので、貴職におかれましては会務ご多端の折誠に恐縮ではございますが、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹 白

記

1. 報酬に関するトラブルを防止するための「報酬の明示義務」の周知徹底

都道府県会の会員（社労士及び社労士法人）が、雇用調整助成金等各種助成

金の申請事務を受任するにあたり、受任後に報酬に関するトラブルが生じることのないよう、連合会及び都道府県会において、会員に向け社労士法施行規則第12条の10（報酬基準の明示義務）について、会報、ホームページ、メールマガジン等を通じ、改めて周知徹底を図ること。

2. 助成金申請事務の依頼を希望する事業主への情報の提供

助成金申請事務の依頼を希望する事業主が、円滑に社労士に事務を依頼できるよう、都道府県会において、従来実施しているホームページによる会員情報の公開の方法等により、助成金の申請業務を専門分野として掲げている会員、事業主の所在地近辺の会員等の情報を提供すること。

3. 事務の依頼に係るトラブル防止に向けた自主的な取組み

上記の他、助成金申請事務の依頼を希望する、あるいは既に依頼した事業主と会員の間のトラブルを防止するため、連合会、都道府県会において、会議や研修会をはじめ、あらゆる機会を活用した本件に関する会員向けの情報発信、事業主向けの広報、また、事業主からの苦情、相談への適切な対応等の自主的な取組みを行うこと。

以上

（担当：業務部企画・広報課）